



その4
運輸部



船舶の安全と海洋汚染防止のために

船舶検査制度の目的と
船舶検査官
船舶が航行する海域における気象、
海象等に十分耐え、もし遭難した

はじめて
船舶は、陸地を遠く離れた海上において、貴重な人命や財産を運ぶという特殊な用途に従事するもので、陸上よりもある意味では非常に危険を伴うものです。
一方、海洋は、地球の全表面積の七〇%を占めており、一旦事故が発生した場合の影響は極めて大きいものがあることから、政府は安全確保のための規制を行っています。



場合でも人命の安全を確保することが出来るよう、構造、設備等について必要な要件を定めています。これらの要件を満たしているかどうかをチェックするため、全国の運輸局、海運支局、沖縄総合事務局に船舶検査官が配置されています。

船舶の安全に関する基準

船舶の堪航性と人命の安全を保持するための施設、航行上の危険防止に関する事項として次のようなものがあります。

1 物的施設

船体、機関、帆装、排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、電気設備、航海用具、救命設備、消防設備、居住設備、衛生設備、荷役その他作業設備、危険物その他の特殊貨物の積み付け設備、無線電信の設備等があります。

2 航行上の条件

満載喫水線、航行区域、従業制限、最大とう載人員、制限気圧、復原性、等があります。



船舶検査の種類
船舶検査の種類には次のようなものがあります。

船舶検査の種類

- 1 定期検査・・・船舶の構造、設備等の全般について行う精密な検査で、船舶を初めて航行の用に供する時、または船舶検査証書の有効期間が満了したときに実施されます。
- 2 中間検査・・・構造、設備等の全般にわたり定期検査の中間に実施されます。
- 3 臨時検査・・・船舶の安全性に影響のある改造や修理を行うとき、航行区域や最大とう載人員、満載喫水線の位置の変更等を行うときに実施されます。
- 4 臨時航行検査・・・船舶検査証書を受有していない船舶を臨時に航行の用に供するときに実施され

船舶検査証書の有効期間

船舶検査証書の有効期間は、その船舶の用途、航行区域、総トン数などについて、次のよう規定されています。



船底検査

- 1 小型船舶(総トン数二十トン未満の船舶)、航行区域が平水区域の船舶 六年
- 2 以外の船舶 五年

おわりに

一九二一年四月一四日、アメリカへ向け航海中の英國の豪華客船「タイタニック号」が北大西洋コーファンドランド南海上で氷山と衝突沈没し、一五〇〇余名の尊い命が冷たい冬の海に消えました。タイタニック号は当時世界最高の超豪華船であり、その悲劇は世界中に大きな反響を巻き起しました。

また、平成九年冬の日本海で、ロシア籍のタンカー「ナホトカ号」が船体の折損事故を起こし我が国沿岸に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。

海難事故は多くの尊い人命を失うばかりでなく、大量の油流出によって地球的規模の環境問題に発展する可能性が高いことから、その未然防止と安全運航の確保のために今日も全国二二〇余名の船舶検査官が額に汗を流しています。



ピストンの抜き出し検査



油流出事故(上・下)

